

広島市歯科医師会だより

社団法人広島市歯科医師会

第 67 号

(H24.11.10)

今月のトピックス

巻頭言 西区支部 島末一則	1 ページ
行事報告	
第 2 回 学術講演会	2 ページ
平成24年度 第4回支部長・副支部長会	3 ページ
健康ソフトボール大会	4 ページ
「アンジュヴィオレ広島」来訪する	4 ページ
第 76 回全国学校歯科保健大会	5 ページ
広島市立広島特別支援学校が平成 24年度全日本学校歯科保健優良校表彰において 日本歯科医師会長賞として表彰される	6 ページ
第 6 回学校歯科保健のあり方検討委員会	6 ページ
執行部より	
会員証を作製しますので写真を提出してください	7 ページ
支部便り	
中区支部	7 ページ
東区支部	9 ページ
南区支部	10 ページ
西区支部	11 ページ
各部からの報告	
保険・医療対策部	12 ページ
情報調査部	15 ページ
広報部	21 ページ
会員ひろば	
あげます・売りますコーナー	22 ページ
芋焼酎 南区支部 高島宏	23 ページ
10月定例理事会報告	25 ページ

巻頭言

「視 点」

島末一則（監事）

広島市歯科医師会が発足して、94年が経過し、昭和22年に社団法人広島市歯科医師会となって65年になる。そして、平成25年度から新しい定款の下、一般社団法人として新生広島市歯科医師会が始まろう

としている。
平成12年から19年に理事として、20年から監事として広島市歯科医師会に係わらせていただいている。
この間、長期化する経済不況は、経済性

重視の改革により、市場原理、競争原理の導入で経済的格差の拡大を招き、少子高齢社会の到来による年齢バランスの変化は、歯科医師過剰問題が解決されないまま、医療費拡大の懸念等から医療費抑制策がすすめられるに至り、医院経営は危機的状況が続いている。

こうした厳しい状況の中、執行部は、共存共栄の精神で会員相互の親睦を図ることに努めると同時に、良質な歯科医療と保健を公平に提供して公共の福祉に貢献出来る歯科医療環境の整備に向けて会務を進めている。

平成20年の公益法人制度改革関連三法の施行により、公益社団法人または一

般社団法人のいずれかに移行申請することとなり、本会は一般社団法人を選択することとなった。

将来的に公益法人を目指していくことを念頭に置き、来年度から始まる一般社団法人への円滑な移行を進めることで、公益に資する団体としての評価を得る一方、口腔健康が全身の健康維持、高齢者の生活の質の向上に貢献するという研究結果等を踏まえて口腔文化観をさらに高めていくことにより歯科医療の重要性が理解されることでさらに社会的な評価が得られ、こうした努力が、長期にわたり厳しい状況にある歯科医療環境の再建につながっていくのではないかと考えている。

行 事 報 告

第 2 回 学 術 講 演 会

日時: 10月13日(土) 午後3時
場所: 県歯会館 6階ハーモニーホール

昨年発生した東日本大震災から約1年半がたち、このたびの学術講演会は「災害時」をテーマに開催しました。

中村隆一広島市歯科医師会学術部委員長の司会進行のもと土江健也広島市歯科医師会会長の挨拶の後、最初の演題「東日本震災派遣を終えて」と題して広島県警広警察署次長(前広島県警捜査一課検死官室室長)上川秀樹警視に東日本震災での検死活動の報告をしていただきました。

続いて中島克広島市学術部委員の座長のもと、「災害時における口腔ケアー現場での歯科医師と歯科衛生士の係りー」と題して神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科教授 足立了平先生に講演していただきました。阪神淡路大震災・東日本大震災に

も口腔ケア・歯科診療にも出勤された経験からの内容で、避難所での誤飲性肺炎等を防ぐ口腔ケアがとても大切であるとのことでした。

次に「避難所での口腔ケア ロールプレイング」と題して神戸常盤大学短期大学部講師 高藤真理先生に講演していただきました。高藤先生は歯科衛生士でもあり、両震災時にも出勤されて口腔ケアにあたられた経験をおもちで、今回は避難所での口腔ケアの重要性を鑑みて グループに分かれてワークショップ形式で口腔ケアを中心とした実習を行いました。

最後に川原正照広島市歯科医師会副会長の閉会の辞で終了した。今回参加した歯科医師・歯科衛生士には修了証が手渡されました。



講師の足立先生



パネルディスカッション

平成24年度 第4回支部長・副支部長会

10月17日(水)午後7時30分より本会会議室において標記会議が開催され、執行部からは三役が出席しました。会長挨拶の後、執行部からの報告事項として、新法人への移行における定款諸規程等の改正の進捗状況について熊谷宏副会長から説明がありました。ついで各支部から以下のような報告が行われました。

支部報告

中区支部

9月 3日 中区地域保健対策協議会
講習会

9月14日 中区地域保健対策協議会
ケースカンファ

10月14日 健康よろず相談

10月31日 中区地域保健対策協議会講
習会

東区支部

9月26日 東区地域保健対策協議会

10月7日 東区老人クラブ連合会 歯科
相談

10月10日 ぽっぴひがし講演会(白神先
生)

10月12日 主治医とケアマネージャーの
介護保険を考える会

南区支部

9月29日 南区支部会

三保先生の後継の平井先生

の入会について、荒谷理事より説明を受け、支部として了承した。

学術研修会

演題「小児歯科の最近の話題と小児が歯科治療時に受けるストレスについて」

講師 広島大学歯学部小児歯科学教室 光畑智恵子先生

10月14日 南区ボランティアフェスティバルに出動

西区支部

8月30日 力田悦子先生入会

続いて協議に移り、①大規模災害時における会員の安否確認方法については、次回の支部長・副支部長会までに各支部内で意見集約をしてもらう。②ある議員から、会員の訃報を知らなかったというご意見を受け、会員の訃報案内については、従前どおり本会からも各支部長からも特定の議員には発信しない。③広島に初上陸したエステ業者における歯のホワイトニングについては、法的に問題があると思われるので、引き続き行政と協議を重ねて対応することなどが協議されました。

最後に、川原正照副会長の閉会の辞で終了しました。

健康ソフトボール大会

日時:10月21日(日)

場所:尾道市御調ソフトボール球場

Bクラスの広島中は、福山Aを4対1 東広島を10対9と撃破し、決勝戦にて安芸Aに善戦するも0対10、惜しくも準優勝！来年はAクラス昇格となりました。Cクラスの広島南は役職員を10対9 大竹を5対0と連勝し得失点差でCクラス準優勝！来年

はBクラス昇格となりました。広島西はユニフォームを一新して竹原豊田を14対4、広島東に11対5と連勝しましたが、第1戦のコールドゲーム勝ちでイニング数が減ったため惜しくも昇格ならず。広島東は役職員に16対5と勝ち1勝1敗でした。

来期はA・B・Cすべてのクラスで完全制覇を目指します。



中区チーム



東区チーム



南区チーム



西区チーム

「アンジュヴィオレ広島」来訪する

10月22日(月)午後7時30分より本会会議室においてアンジュヴィオレ広島の来訪を受け協議を行いました。アンジュヴィオレ広島からは特定非営利活動法人 広島

横川スポーツ・カルチャークラブ事務局広報担当の三谷光司様と森下聖二監督がお越しになり、本会からは三役と荒谷理事が対応しました。

アンジュヴィオレ広島とは、横川・三篠地区の有志を中心として発足した NPO 法人広島横川スポーツ・カルチャークラブを母体とした女子サッカーチームで2012年 1月に誕生しました。ちなみにアンジュヴィオレとはフランス語で、紫の天使です。将来的にはなでしこリーグを目指し、現在はチャレンジリーグ昇格に向けて活躍しておりますが、如何せん知名度不足なので本会会員にもお知らせいただき、併せてクラブの活動を応援いただける賛助会員の募集にもご協力いただきたいとの趣旨でした。

NPO 法人広島横川スポーツ・カルチャークラブは広島市及びその周辺を中心とする地域住民などに対して、スポーツや芸術を始めとした各種取り組みとその支援に関する事業を行い、地域の発展に寄与する事を

目的に設置され、衆議院議員の岸田 文雄氏が理事長を務めております。(株)広島銀行、(株)もみじ銀行三篠支店、広島信用金庫横川支店、広島ホームテレビなど広島の多くの企業・団体が賛助会員となっております。

本会からは、スポーツと歯の関係やカープの健診、スポーツマウスガードのことなどスポーツ歯科についてお話しすると、大変興味を持たれ、クラブに持ち帰って今後について協議をしたいとのことでした。

これを受けまして10月の理事会で協議した結果、本会も団体での賛助会員を受けること、ならびに賛助会員募集について全会員に周知することが承認されました。

第 76 回全国学校歯科保健研究大会

日時：10月25日(木)・26日(金)

場所：群馬県高崎市

「群馬音楽センター」

今回は「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくりの展開を目指して」子どもたちの未来を築く望ましい生活習慣の形成を見据えて～というテーマで行われました。

前回の研究大会から開催期間が短くなり、1日目午後開会され、2日目午前中で閉会の日程に変更となりました。初日午後 1時から開会式、全日本学校歯科保健優良校などの表彰式が開催され、広島市からは、広島市立広島特別支援学校が日本歯科医師会会長賞を受賞しました。

式典の後、基調講演においては「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり～子どもたちの未来を築く望ましい生活習慣の形成を見据えて～」と題し、戸田芳雄東京女子体育大学教授が、歯・口の健康づくりは、自立的な健康づくりができる子どもの育成及びヘルスプロモーションの考え方を

踏まえた的確な思考・判断を基盤とした子どもの実践力の育成につながることを、また、これらの取り組みを行うことにより、学校、家庭、地域が密接に連携し、子どもたちの未来を築く望ましい生活習慣の形成と生涯にわたる健康で活力のある生活の実現につながることを話されました。

続いてシンポジウムでは「子どもたちの未来を築く望ましい生活習慣の形成を見据えて」を演題として行われました。座長は黒田敬之東京医科歯科大学名誉教授、シンポジストとして林 康宏群馬県教育委員会スポーツ健康課課長、山本みさ鳥取県鳥取市立気高中学校養護教諭、今井健二京都府京都市立向島二の丸小学校 学校歯科医(社団法人日本学校歯科医会常務理事)らにより地方行政・養護教諭・学校歯科医の視点から望ましい生活習慣の形成を目指した歯・口の健康づくりについてそれぞれの立場から意見が示され討議されました。

2 日目には、領域別研究協議会において、保育所・幼稚園部会、小学校部会、中学校部会、高等学校部会、特別支援教育部会それぞれの部に分かれて協議が行われ、シンポジウム・領域別研究協議会報告が行われたのち、閉会式が行われ、2 日間の日程が終了しました。

本大会は、主題である「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくりの展開を目指して」の2 年目として研究協議されており、今回は子どもたちにとって身近で理解しやすい歯・口の健康づくりが、歯周病などの疾病の予防や「食べる」ことなどに関する口腔機能の健全な育成につながり、また、子どもたちの未来における望ましい生活習慣の形成や健康づくりへ大変有効であり、生きる力をはぐくむことに繋がるのが再認識できた有意義な大会でした。

なお、市歯会から上田裕次公衆衛生部理事が参加しました。



山崎健次県歯会常務理事と
上田裕次公衆衛生部理事

広島市立広島特別支援学校が 平成 24 年度全日本学校歯科保健優良校表彰において 日本歯科医師会長賞として表彰される

平成 24 年 10 月 25、26 日に行われた第 51 回全日本学校歯科保健優良校表彰に

おいて、広島市立広島特別支援学校が、日本歯科医師会長賞を受賞しました。

第 6 回学校歯科保健のあり方検討委員会

10 月 29 日(月)午後 7 時 30 分から本会会議室にて標記委員会が開催されました。

はじめに大出委員長より前回の委員会の報告が行われました。

次に協議事項として、学校歯科医の任期制及び定年制について、学校検診時の検診レベルの均一化、出務手当について

及び検診データの活用について幅広く協議を行い、次回委員会までにこれまでの意見を集約し、答申書の素案を作成することになりました。

最期に次回委員会を 11 月 26 日(月)に開催することにし、閉会しました。

執行部より

会員証を作製しますので 写真を提出してください

来年4月に広島市歯科医師会会員証を作製します。

この会員証は写真付きで、行政依頼の会務に出席する場合や災害時の出動の際、広島市歯科医師会会員を証明するものです。

今後、広島市歯科医師会主催の行事で

は参加者の顔写真を撮影させていただきますが、行事に参加出来ない方、お気に入りの写真を使用したい方は12月20日までに事務局まで提出してください。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

表面(案)

写真	identity card	支部名
氏名 ○○ ○○		
性別 男		
住所 広島県広島市○区○○町○番○号		
歯科医籍番号 ××××××		
この者は当会会員で歯科医師である事を証明する。		
平成25年4月1日		
一般社団法人 広島市歯科医師会		

裏面(案)

注意事項
・この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
・この証票は、災害時活動及び警察捜査活動等に協力を求められた場合、左胸に掲示するものとする。
・この証票は、会員の資格を喪失した時は、速やかに返納しなくてはならない。
広島市歯科医師会事務局 広島市中区富士見町11番9号 ☎ (082) 244-2662

支部便り

中区支部

中区健康よろず相談会

10月12日(日)中区大手町の「大手町平和ビル」において、地対協主催の「中区健康よろず相談会」が開催された。中区支部より波田佳範支部長と、石嶋誠司副支部

長が出務し、歯科相談業務にあたった。

例年であると、歯科治療に対する苦情が多いように思えた相談コーナーであったが、今年はセカンドオピニオンを求める相談者

が多いように思えた。中には明らかな説明不足によるものもあり、日頃の診療においていかに患者との会話が重要であることを認識させられた一日であった。



波田佳範支部長と、石嶋誠司副支部長

第29回健康ソフトボール大会 広島市中区チーム準優勝。来期はAクラスへ昇格。

10月21日(日)、尾道市の「御調ソフトボール球場」において、今年も恒例の健康ソフトボール大会が開催された。

我々、広島市中区チームは今年、Bクラスに昇格したこともあり、「絶対にBクラス残留」という目標を合言葉に、日々猛練習を行ってきたのであった。当日の組み合わせはというと、初戦に福山A(Cクラスから昇格)と対戦し、初戦に持っている力のすべてをぶつけるという気概であたり、相手チームの投手の立ち上がりを攻略することができ、先制点を挙げたのである。その後、相手チームの猛攻に合うも、堅守で試合展開を有利にすすめ、4対1で初戦を突破。この時点で当初の目的のBクラス残留を果たしたのである。

2回戦より準決勝となり、対戦相手は難敵の東広島(ここ数年の対戦成績は3戦3敗)であった。しかし、当初の目的を果たした気楽さからか「負けてもともと」の気持ちで臨み、序盤は相手に先制されていくも、追いついていくという展開で、最終回到試合の流れを引き込み、畳み込む攻撃と有田氏の満塁ホームランで6点差をつけ、その裏の守備についた。しかし、2アウトから5点を奪い返され、絶体絶命のピンチに立たされた。そのピンチを救ったのが、捕手



の清水氏によるファインプレーで、結果、10対9で東広島を退けたのである。そのあと、役員選手一同で励起雀躍が起ったのはいうまでもない。これにより決勝進出となり、来期は夢に見たAクラスへの昇格となった。

さて、決勝戦はというと、過去にAクラスでの優勝経験のある安芸Aであった。すでに2試合死闘を演じたということもあり、選手の疲労がかなりたまっていたことや、相手チームの卓越した試合運びに屈し、0対10の完敗であった。

しかし、この敗戦により来期はより高いレベルが要求されるということを肌身で感じた役員選手一同であった。このことを踏まえ、来年はさらなるレベルアップと飛躍をはかりたいと思った。

東 区 支 部

主治医とケアマネジャーの介護保険を考える会

日時: 10月12日(金)午後7時～

場所: 広島ガーデンパレス

主治医とケアマネジャーの介護保険を考える会が標記の日時場所で行われました。参加者は東区医師会の医師28人、広島市歯科医師会東区支部及び安芸歯科医師会東区ブロックの歯科医師の合計12人(市歯会東区支部は9人)、広島市薬剤師会の薬剤師4人、ケアマネジャー等52人、東区役所職員5人、の約百人が参加しました。医師とケアマネジャー等の連携につながるこの会は、広島市東区地域保健対策協議会が主催し、広島市東区医師会が共催となって行われていますが、この度、広島市歯科医師会東区支部、安芸歯科医師会東区ブロックが初めて参加しました。山下喜史東区地対協常任理事の司会により始まり、松原進東区地対協会長(東区医師会 会長)と、上田久仁子東区地対協常務理事(広島市東保健センター長・医務監)が挨拶をされました。引き続いて玉木憲治東区地対協常任理事が座長となり、まず「広島市の介護サービスの利用状況について」という題目で、玉沢護広島市東区厚生部健康長寿課介護保険係課長補佐より説明があり、続いてシンポジウム「認知症、精神疾患の支援事例」という題目で居宅介護支援事務所、広島市地域包括支援センターから介護職の4人が、次々と事例紹介した後、親睦会に移りました。石村智加子東区地対協常任理事(東区健康長寿課長)の挨拶の後、栗栖富士子東区ケアマネ自主勉強会(居宅介護支援事業所ふくだの

里)代表の乾杯の音頭で親睦会が始まりました。医科、歯科の先生方、介護職の方々とも初めて会う人も多く、地域の先生を中心に集まり、名刺交換から始まり、在宅医療についてお互いに意見交換をして、理解を深めました。親睦会半ばに藤範恭弘東区地対協常任理事(市歯会東区支部長)が紹介され、『今年の4月に医科と歯科の連携につながる「在宅医療を考える会」が開催されて、医師会との交流も2回目となりましたが、歯科医師も訪問診療などで、医師、介護職等の方々、薬剤師、行政の方々と、より一層の連携が必要になってきているので、これからもよろしく願いいたします』と挨拶がありました。その後薬剤師会からも挨拶があり、盛況のうちに時間となり、佐藤修治東区地対協副会長(東区医師会 副会長)が閉会の挨拶をされ、午後9時30分過ぎに閉会しました。



参加した東区支部役員

南 区 支 部

第 13 回南区ボランティアフェスティバル開催

平成 24 年 10 月 14 日(日)10 時 00 分～15 時 30 分 標記会が南区地域福祉センター 2、3、4 階、南区役所別館駐車場において行われました。この会はボランティア活動を始めてみたい方のきっかけづくりとなるようボランティアグループ・個人が協力し自分たちの活動を紹介し、参加した人たちがいろいろな体験や交流を通じてボランティア活動について理解を深める目的で行われました。ボランティア活動発表がおもな内

容です。広島市歯科医師会南区支部では口腔がん検診・歯科疾患相談・口臭の測定・顎関節症の検診を担当し、県立広島病院の桐山先生、中田先生もご参加頂きました。

今年のテーマは「元気・笑顔・希望でした。広島市歯科医師会南区支部の活動状況

- ・口腔がん検診 延べ 65 人
- ・歯科疾患相談 延べ 60 人
- ・口臭の測定 延べ 62 人



住田南区長(左から 2 人目) 桐山県立病院歯科口腔外科部長(4 人目)



南区支部の三保先生も参加しました

第 4 回学術研修会開催

日時:10 月 18 日(木)午後 7 時 30 分～

場所:広島市歯科医師会

2階 会議室

研修会:

演題 「超高齢社会における補綴治療を支える舌圧検査法」

講師 広島大学大学院医歯薬保健学
研究科先端歯科補綴学研究室
准教授 吉川峰加先生

「わが国は超高齢社会を迎え、要介護・要支援認定者数が 520 万人を突破するなど急激な高齢化が進んでいる。とくに後期高齢者では主な死因が誤嚥性肺炎であり、彼らの生命と QOL は摂食・嚥下機能の低

下によって脅かされている。

そこで、①老化により摂食・嚥下機能は低下すること、②口腔機能で重要な役割を担う舌運動機能の一端を客観的に評価する JMS 舌圧測定器ならびに③業界初パンの介護食「らくらく食パン」の開発とその応用について講演を行った。」



講演中の吉川峰加准教授

吉川先生は本年4月まで米国UCLAで客員研究員をされていました。今回はそのお話もして頂きました。介護現場で嚥下機能を評価する手法としての舌圧検査法の実際と、嚥下機能が低下した患者用に開発した『らくらく食パン』の話も興味深く、と

でも活発な質疑応答がありました。当日も、支部役員の三保理事のお世話で、焼き肉弁当を囲んで懇談を行いました。また、体調を崩されていた、楠田先生が全快祝いのお菓子を持参され、皆で頂きました。

西 区 支 部

西区支部 新ユニフォームお披露目

10月21日尾道でのソフトボール大会に、西区支部は、上着が赤色・パンツが白色の新ユニフォームでCクラスに出場し、強き時代の広島カープを彷彿させる活躍をしました。

2試合を大差で勝利したものの、失点率という規定により、Bクラス昇進こそありませんでしたが、これで過去4年通算8連勝となりました。

試合後広島市に帰り、ホテル「シェラトン」で祝勝会を行い、「次回こそ優勝を！」と誓いました。



西区民まつりに参加

11月4日(日)西区商工センター3丁目(広島サンプラザと近隣公園)にて、「第28回西区民まつり」が開催され、当支部からも佐久間高志(支部長)、山本敏也(副支部長)、小笠原純三、藤田友昭、濱岡代枝、山田英太郎の計6名の歯科医師が西区地対協の一員として参加しました。本格的な

秋を迎え、やや肌寒いこの日の空模様でしたが、例年並みの来場者が歯科医師会ブースにも訪れました。西区支部の企画で行っているブレストロンによる口臭測定に145名、歯科相談、矯正相談合わせて16名との結果に、「来年は暖かい一日に」と祈りながら、午後4時に帰途につきました。



参加したメンバー



口臭測定ブース

各部からの報告

保険・医療対策部

知っておきたい税情報 Ⅰ

国民一人一人に番号を振って納税や社会保障などの状況を一元管理する「マイナンバー」法案は、8月2日に閣議決定され国会に提出されたものの、解散を含む政局がらみで議論されることなく、9月8日通常国会は閉会され、継続審議とされました。その後、公債発行特例法案のための臨時国会の開会が言われていますが、今だいつ開会されるのか、不透明な状況となっています。

しかし、消費税増税に伴って「給付付き税額控除」を実施するとすればマイナンバーの創設が必要不可欠とされており、平成27年1月から利用開始をするためには、早晩に議論し成立させ、システム開発をし、IC カードを国民に配付する必要があります。そこで、なぜスムーズに法案が成立しないのか、問題点等を検証してみたいと思います。

税理士 竹本 利郎

マイナンバー法案

1 メリット

- ・ 行政事務の一層の効率化ができる。
- ・ 所得などをより正確に把握できる。
- ・ 消費税増税後に低所得者対策として検討している税額控除と現金給付を組み合わせた「給付付き税額控除」可能となる。
- ・ 「情報提供ネットワークシステム」を作ることにより国民自らも社会保障や税の情報を入手(マイ・ポータル)できる。
- ・ 医療や介護などの社会保障給付の自己負担額に上限を設ける「総合合算制度」の導入も可能となる。
- ・ 引越、退職、出産、育児、介護、相続などライフイベントに関する手続きが簡略化される。

2 問題点

- ・ 膨大な個人情報や蓄積・管理することに対して国民の不安の声が大きい。
- ・ プライバシーの保護や不正利用防止対策は大丈夫か。〔政府全体の責任者(ICO)を置くなどの体制整備を行うとし

ている(第三者機関の設置)。〕〔情報漏えいに問われた行政職員への罰則を設ける〕

- ・ マイナンバー導入のためのシステム開発費は数千億円ともいわれ、毎年の管理運営コストも膨大なものと思われるが、費用対効果はペイするものか。同様なもので膨大な費用を投入して現在導入されている住民基本台帳カードは不人気で十分に利用されていない。
- ・ 国民に背番号をつけることと、所得や納税の状況を正確に掴むことは別次元の話ではないか。所得把握率の不公平の解消にはならない。

3 弁護士会の立場

情報漏えいの危険があること。また国民の基本的な人権に関わる問題であるにも関わらず、多くの国民が法案の中身を理解しているとは思えない。

4 税理士会の立場

日税連では条件付で慎重に進めていくという賛成の立場をとっている。

知っておきたい税情報 II

平成23年度の税制改正により、東日本大震災から復興を図ることを目的として、必要な財源を確保するための特別措置として復興特別所得税が創設されました。この復興特別所得税は、平成25年1月1日から25年間の平成49年12月31日までの間が課税の対象とされています。そのため、早速来年1月1日以後に支払う給与や報酬などについて源泉徴収する際に、従来の所得税に併せて復興特別所得税も源泉徴収する必要があり、ご留意願います。源泉徴収にかかる復興特別所得税はどのようになっているか、みてみたいと思います。

税理士 竹本 利郎

復興特別所得税に係る源泉徴収

1 給与等の源泉徴収

源泉徴収すべき復興特別所得税額は、所得税額の2.1%とされており通常の所得税と併せて源泉徴収することになります。実際には、源泉徴収の対照となる支払金額等に対して所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算し

た金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書で納付することになります。

(注) 所得税額と復興特別所得税額は、合計額を記載することになります。

[参考]

所得税と復興特別所得税の合計税率の計算式
合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%

所得税率に応じた合計税率表

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

25年1月1日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税と復興特別所得税の合計

額は、25年分以後の「源泉徴収税額表」に当てはめて算出することになります。24年分以前の「源泉徴収税額表」には復興特別所得税が含まれていないことから、25年以降は使用できないので注意が必要です。〔留意事項〕

24年10月分の未払い給与を25年1月に支払う場合など24年分の所得として確定しているものは、復興特別所得税は課されませんが、契約または習慣その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与は、その支給日が収入時期とされるため24年12月分

の給与であっても25年1月の支給日に支払われた給与については、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

2 報酬・料金等の源泉徴収

弁護士や税理士など特定の資格を持つ人に報酬・料金を支払う際には、所得税の源泉徴収がされています。復興特別所得税の創設に伴い平成25年1月1日以後こうした報酬・料金等の支払をする際に復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要があります。

(例)

支払金額(税込み) 合計税率 納付すべき税額
100,000円 × 10.21% = 10,210円
(従って弁護士等に実際に支払う金額は 89,790円となります。)

ただ、報酬などとして、キリの良い金額を税引き手取り額として支払うケースが多々

あろうかとも思いますが、そうした際の源泉徴収税額の計算(グロスアップ計算)は複

雑になります。例えば、税引き手取り額で10万円支払うとしますと、現在の10%の源泉徴収であれば、支払金額はいわゆる1並びの11万1111円となり、源泉徴収税額と

して1万1111円を納付していました。これが25年1月以後は、次のように計算しなければなりません。

[算式1・支払金額]

$$\begin{array}{cccc} \text{(税引き手取り額)} & \text{(合計税率)} & \text{(算出金額)} & \text{(支払金額)} \\ 100,000\text{円} \div & (100-10.21)\% = & 111,370.976\cdots \rightarrow & 111,370\text{円} \\ & & & \text{(1円未満切捨て)} \end{array}$$

[算式2・所得税と復興特別所得税の合計額]

$$\begin{array}{cccc} \text{(支払金額)} & \text{(合計税率)} & \text{(算出金額)} & \text{(納付すべき税額)} \\ 111,370\text{円} \times & 10.21\% = & 11,370.877\cdots \rightarrow & 11,370\text{円} \\ & & & \text{(1円未満切捨て)} \end{array}$$

従いまして、復興特別所得税の導入により、いわゆる1並び、2並びといった報酬・料金

等の支払いも姿を消すことになります。

第11回 税務入門 家族従業員に支払う給与の取り扱い

配偶者や親族など、生計を一にする家族従業員に支払う給与は、これらの人が事業専従者となる場合以外は、必要経費とすることができません。事業専従者とは、生計を一にする配偶者や15歳以上の親族のうち、その年を通じてもっぱら事業に従事している期間が、原則として6か月を超える人のことをいいます。従って、自院以外の勤務がある場合は除かれますが、育児やその他の家事に従事しつつも、もっぱら自院の事業に従事している事実があればこれに該当します。

青色申告書を提出する納税者が、その年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」に所定の事項を記入して所轄の税務署長に提出し、毎月一定の

日に事業専従者へ給与を支払う場合には、届出書に記載した金額、実際に支払った金額、労働の対価として相当であると認められる金額のうち、最も少ない金額を必要経費とすることができます。税務上、適正額として決められた給与の金額はありません。

一方、白色申告者の場合には、支払った給与を必要経費とすることはできませんが、事業専従者がいる場合には、事業専従者控除額を必要経費とすることができます。事業専従者控除額を受けるためには、確定申告に記載するだけで、事前の届出や給料の支払いは必要ありませんが、控除額は、配偶者である事業専従者が年86万円、その他の事業専従者が年50万円の定額となっています。

情報調査部

ちょっと待って!!!
先生のホームページに こんな表現ありませんか？
こんな表現は いけんですよ!!!

当院では 絶対安全 な手術を提供しています。
撮影条件や被写体の状態を変えるなどした術前・術後の写真
○○%の満足度(根拠、調査方法の提示がないものはダメ!)
当院では○○研究所(○○センター)を併設しています。
(研究所の実態がないものはダメ!)
期間限定でインプラントを 50%オフで!
無料相談をされた方全員に○○をプレゼント
ただいま(10周年)キャンペーンにてヒアルロン酸注入を定価○○円のところ、XX円で
日本一、No.1、最高等、特定または不特定の他の医療機関を比較の対象とすることで
優良性を示す
当医院では世界標準かつ最高レベルの入れ歯を作ります。

などなど……

これらはすべて“アウト!”です。

良質な歯科医療は正しい情報提供から!

自分だけは大丈夫、なんて考えは持たないようにしてください。

厚生労働省は9月28日に、「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針(医療機関ホームページガイドライン)」を公表しました。医療機関のホームページは、原則として広告規制の対象とはなっていませんが、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページに掲載されている情報 によるトラブルが発生しています。

この状況を受け、インターネット上の医療機関のホームページ(以下、ホームページ)

全般の内容に関する規範を定め、関係団体等の自主的な取組みを促すことを目的に本指針(以下、ガイドライン)が策定されました。

ガイドラインの内容は、(1)医療機関のホームページ全般を対象とした「掲載すべきでない事項」(2)自由診療を行う医療機関を対象とした「掲載すべき事項」—の2つで構成されています。

(1)掲載すべきでない事項

- (i)虚偽表現
- (ii)他との比較等による優良性の提示
- (iii)誇大表現
- (iv)早急な受診を過度にあおる表現等
- (v)科学的な根拠の乏しい情報に基づく不当な誘導
- (vi)公序良俗に反する内容
- (vii)薬事法や不当表示防止法等で禁止されている内容

(2)自由診療において掲載すべき事項(トラブルを防ぐ観点から)

- (a)通常必要とされる治療内容、費用等
- (b)治療等のリスク、副作用等

医師や歯科医師が個人で開設するブログ等は対象外としながらも、ホームページと一体的な運営を行っている場合は指針内容を踏まえ、患者を不当に誘引しないように求めています。

具体的には ホームページのトップページに「院長ブログ」「スタッフブログ」をリンクし、ワンクリックでそこに飛び、内容を読むとしつこいほどの「自院での宣伝広告」「海外での講習会に出席した」「著名な人物との写真掲載」等は ここの病院はいいのかな、信用していいのかな、行ってみようかなというような誘因に当たる可能性が高いので ブログ開設者は十分ご注意ください。

石井氏の推薦を答申

日本歯科新聞 10月18日 参院候補者 日歯連盟選考委員会

日本歯科医師連盟の参議院比例代表選挙候補者選考委員会は18日に会合を開き、来年7月予定の参院選比例代表選挙で自民党参議院議員の石井みどり氏を推薦するとの「答申書」を高木幹正日歯連盟会長に提出した。日歯連盟は、19日の理事会の議決を経たうえで31日に臨時評議員会を開き、石井氏の推薦を正式に決定する。参議院選挙で日歯連盟の候補者公募には、石井氏のほか民主党衆議院議員の水野智彦氏、民主党衆議院議員川口浩氏が名乗

>>>> モラルの低下が引き起こした このガイドライン作成 と捉えても過言ではないでしょう。

医療関係者 自らを律する心構えが必要と言うこと。ホームページだけではなく全てにおいて、国が発する「警告」と捉えて真剣に向き合わないといけないのではないのでしょうか。この積み重ねが歯科医師の信用回復、信用の維持につながり歯科医療全体の底上げが可能になってくるのではないのでしょうか。小さなことを「きちんと」みんながこつこつと行うことでしょう。

医政局通知 平成24年9月28日

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121009G0110.pdf>

医療機関ホームページガイドライン

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121009G0111.pdf>

りを上げていたが、水野氏は11日に一身上の理由で辞退した。18日の会合では、候補者を選定する選考委員24人が石井、川口の両氏への投票を実施し、石井氏が規定されている3分の2を上回る18票を獲得した。

>>>>10月31日の日歯連盟臨時評議員会において次期参議院比例代表選挙の職域代表候補者として正式に機関決定されましたね。頑張ってください！

クレジットカードのポイント付与も指導対象とする方針、三井厚生労働大臣

医療経済出版 <http://www.ikeipress.jp/archives/4991>

三井辨雄(わきお)厚生労働大臣は10月5日の閣議後記者会見において、クレジットカードによるポイント付与も指導していく方針であるとの返答を行った。

10月1日から療養担当規則に「経済上の利益の提供による誘因の禁止」という項目が新設され、ドラッグストア等における調剤

でのポイント付与が禁止された。これにドラッグストア業界は強く反発しており、理由の一つとしてクレジットカードでのポイント付与が当面の間、容認されるとしていることも挙げている。この件に関し、三井厚生労働大臣は、年度内を目途にクレジットカードでのポイント付与についても指導をする方針で

あることを示した。

>>>> 歯科治療でもクレジットカード払

いができるところもあるので、今後の動向に注目する必要があるでしょう。

厚生労働副大臣に東京医科歯科大学卒の医師、桜井充氏

医療経済出版 <http://www.ikeipress.jp/archives/4836>

三井辨雄(わきお)厚生労働大臣は閣議後記者会見において、同省の副大臣および政務官を公表した。

副大臣は、参議院の桜井充(みつる)氏と衆議院の西村智奈美氏、政務官は衆議院の糸川正晃(まさあき)氏となった。桜井充氏は宮城県出身の1956年生まれで、現在は参議院で3期目を務める。2010年の選挙で当選しているため、来夏の参議院通常

選挙での改選はない。東京医科歯科大学・医学部卒業の医師だが、「歯科医療が日本を変える」「歯科医療が日本を変えるPart2」等の著書があり、歯科医療にも関心が高い。

桜井充氏のホームページ

>>>> 歯科医療に関心の高い労働副大臣の就任で歯科の重要性を国民に広く認識させていくべきですね。

消費税軽減では、保険診療も併せて議論を一政府税調で櫻井厚労副大臣が訴え

Yahoo! ニュース <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20121019-00000005-cbn-soci>

政府税制調査会は19日、来年度税制改正に向けた議論を開始した。年内1回目の会合になるこの日は、厚生労働省など各府省庁からの税制改正要望をヒアリングした。この中で、桜井充厚労副大臣は社会保険診療への消費税課税について、「医療関係団体は、ゼロ税率や軽減税率の導入を求めている。消費税の軽減税率が議論される場合、社会保険診療への消費税課税の在り方も併せて検討してほしい」と述べた。政府税調は来週も、経済団体などからのヒアリングを続け、それが一巡したところで、個別課題の議論を開始する。

この日の会合で厚労省の税制改正要望を説明した桜井副大臣は、社会保険診療への消費税課税について、「省内ではまず、8%に引き上げられた場合の具体的な検討を始めたが、社会保障・税一体改革関連法の中では、医療に係る消費税の課税の在り方について、引き続き検討することになっている」として、政府税調での議論にも期待感を示した。

桜井副大臣はまた、具体的な要望として、▽社会保険診療の所得計算の特例、いわゆる「四段階制」の存続▽社会保険診療に

係る事業税の非課税措置および医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置の存続▽高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長▽医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置の創設—などを挙げた。

厚労省の要望に対する意見交換では、社会保険診療に係る事業税について、石津政雄総務大臣政務官から、「総務省の立場でコメントすると、医療機関も都道府県の行政サービスを受けている。応益課税であるので、事業税については医療機関も負担すべき」との指摘があった。これに対し桜井副大臣は、「現在、地域医療を支えているのは民間病院。今、民間病院と公立病院が同じ条件で競争できているだろうか。地方の税制ということよりも、医療現場で働いている方々の立場もご理解いただきたい」と応じた。

内閣府 平成24年度 第1回 税制調査会 (10月19日)資料一覧

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gjjiroku/zeicho/2012/24zen1kai.html>

高齢者の誤嚥性肺炎、むせる人は予防策を

健康百科 <http://kenko100.jp/kenko/2012/10/16/02>

細菌やウイルスが気管に入る

お年寄りの誤嚥(ごえん)性肺炎が多くなっている。高齢になると物をのみ込む嚥下(えんげ)機能が低下するためだが、飲食時にむせるお年寄りには特に注意が必要。予防策について東京病院呼吸器科の寺本信嗣医長に聞いた。

初期は気付にくい

誤嚥性肺炎は、唾液(だえき)など分泌液に含まれる細菌やウイルスなどが誤って気管に入り、増殖することによって起こる病気。「嚥下機能が低下した高齢者に多いのです。初期には食欲がない、元気がないといった程度で本人も家族も気付にくく、せき、たん、発熱が認められたときには重症化しているケースが少なくありません」(寺本医長) 実際、お年寄りの死因の多くを占める。こうした事態を招かないためには、まず予防が第一だ。

「過度に神経質になる必要はありませんが、食事の時にむせたり、のみ込みが不自由だったりする高齢者は予防を心掛けてください」(寺本医長)

食後にブラッシング

まずは食事内容。お年寄りが食べやすいように調理してあげるとよい。「よく食材は細かく刻んだ方がよいとか、軟らかい食べものがよいとかいいますが、これは個人差があります。本人が食べやすいように調

理してあげることが大切です」(寺本医長) 口の中のケアも欠かせない。「食事が終わった後、家族や介護者は口の中に残っている食べかすを取り除いてあげてください。その後、ブラッシングやうがいをして口の中を清潔に保つと理想的です」(同医長)

歯がない場合や、流動食をチューブによって胃に流し込む経管栄養のお年寄りも同様。こうした口の中のケアに加え、寝たきり状態のお年寄りでは時々、体位を左右に変えてあげるとよい。たとえ1日1回でも、体位を左右に変えてあげるとたんが出やすくなるので、多少誤嚥しても細菌やウイルスを排出しやすくなるという。

このほか、嚥下と発声の筋肉はほとんど重なっているので「よく話したり、歌ったりすると予防効果が期待できます」と寺本医長は勧めている。

>>誤嚥性肺炎については、嚥下の観点からの研究も進んでいます。

誤嚥性肺炎は、細菌が引き金となっているため、特に口腔内のプラークコントロールについては、重要視していく必要があると思います。

寝たきりになると、どうしてもプロフェッショナルのプラークコントロールがうけにくくなるため、誤嚥性肺炎のリスクも高まります。訪問診療も含め、このような方が少しでも長く、快適に過ごしていけるように、我々も努力していく必要がありますね。

診療報酬架空請求:下関の歯科診療所を処分—中国四国厚生局 /山口

毎日 jp <http://mainichi.jp/area/yamaguchi/news/20121006ddlk35040364000c.html>

中国四国厚生局は5日、架空の診療報酬を請求したなどとして、下関市大和町の清水歯科診療所を保険医療機関の指定取り消し相当の処分に、同診療所の元保険医、清水洋一医師(79)を保険医登録取り消し相当の処分にしたと発表した。処分はいずれも4日付。同診療所はすでに閉院している。

中国四国厚生局山口事務所によると、同診療所は07年6月~10年1月の間▽実際にはしていない診療を、したように見せかける▽診療内容をより点数の高いものに装う—などとして、計約122万8000円の診療報酬を不正請求した。患者が気づいて発覚した。

中国四国厚生局 元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当の取扱いについて

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/n>

[ews/2012/241005.pdf](#)

>>>デンタルフィルムに写っている歯牙に関して してもいないのに 検査、処置……算定していたのでしょうか??

平成 22 年度の国民医療費 37 兆円を超える —歯科診療医療費は 2 兆 6 千億円

ヒョーロン NEWS 12.10.05 http://www.hyoron.co.jp/in/top_/1210/n121005b.html

このほど厚生労働省から「平成 22 年度国民医療費」の概況が発表されたが、医療費総額は過去最高となる 37 兆 4,202 億円で、前年度比 1 兆 4,135 億円増加(+3.9%)し、これで 4 年連続増加したことになる。

一般医療費は平成 21 年度 26 兆 2,041 億円から 22 年度 27 兆 2,228 億円(対前年増減率+3.9%)、薬局調剤医療費は 5 兆 8,228 億円から 6 兆 1,412 億円(+5.5%)、訪問看護医療費は 665 億円から 740 億円(+11.3%)、そして歯科医療費は 2 兆 5,587 億円から 2 兆 6,020 億円(+1.7%)とそれぞれ増加を示した。特に歯科医療費は初めて 2 兆 6,000 億円台となったが、総国民医療費に占める割合は 7.1%から 7.0%と前年比-0.1%となった。

また、人口一人当たり医療費は 292.2 千円(平成 21 年度 282.4 千円)、うち一般医療費は 212.6 千円(同 205.5 千円)、歯科医療費 20.3 千円(同 20.1 千円)、薬局調剤医療費 48.0 千円(同 45.7 千円)、65 歳以上の人口一人当たり医療費は 702.7 千円(同 687.7

千円)、うち一般医療費は 528.1 千円(同 516.1 千円)、歯科医療費 30.4 千円(同 29.8 千円)、薬局調剤医療費 114.1 千円(同 111.3 千円)だった。(厚生労働省の国民医療費のデータ)

傷病別にみると歯科は、循環器系疾患 5 兆 6,601 億円、新生物 3 兆 4,750 億円に次いで 3 番目に多い状況となっている(4 番目は呼吸器系疾患の 2 兆 1,140 億円)。

なお、先に発表された厚生労働省の「平成 23 年度医療費の動向」調査によると、概算総医療費は 37 兆 8,000 億円、そして概算歯科医療費は 700 億円程度増加(+2.6%)し、2 兆 6,600 億円見当になることが予測されている。

>>>>先に枠が決められて そのなかで 歯科の取り分をきめる 無駄な争奪戦が繰り広げられます。朝三暮四。なんとか枠を大きく拡大できる手立てはないものか、木を見て森を見ずにならないように考えたものです。そのためには会員全員が意識することがまず第一歩。

コーヒーブレイク

迷惑電話よさようなら～

迷惑電話シャットアウト

—「先生、〇〇さんからお電話です」—

「先生、〇〇という方からお電話です」。〇〇? 誰だったかな? と思って電話に出ると「先生、□□商事の△△です。実は先生の節税対策に格好の物件が大阪にあります…」、例によって、マンション投資の勧誘電話。この忙しいときに!!!

「うちは結構です」といっても「先生は今のくらい税金を払っているかご存知ですか」とか「この物件は」とか言って、なかなか切ろうとしません。

こんなときどうしたら良いのでしょうか。

広島県警察、広島中央署に聞いてみました。

1、とにかく相手にしない

相手が話を続けようとしても「うちは結構です」ときっぱり電話を切る。でもこんな相手は、何度もしつこく電話してきたり「診療室へ伺う」などと言ってきたりします。時には目に見えない相手に恐怖を感じることもさへあります。

これには、

2、電話をかけてこれないようにする

NTTの固定電話対象に「迷惑電話おことわりサービス」というのがあります。

<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/service/meiwaku/gaiyou.html>

あらかじめ手続きをしておけば、迷惑電話を切った直後(30秒以内)に電話で操作すれば、同じ相手からはもうかかってきません。(間違えて知人の番号を登録したらすぐにキャンセルできます)



※1 例)「こちらは、0612345678(※2)です。この電話はお受けできません。ご了承ください。」
※2 迷惑電話おことわりサービス契約者の電話番号

プランは最大6件と30件がありますが、月額で100円しか変わらないので同じするなら「30」が良いでしょう。ともに最初だけ契約料工事料が必要です。

料金

サービスプラン	拒否登録電話番号数	月額使用料	契約料・工事費
迷惑電話おことわりサービス6	最大6電話番号	600円(税込630円) /1おことわりリストごと	2,000円(税込2,100円) /回線
迷惑電話おことわりサービス30	最大30電話番号	700円(税込735円) /1おことわりリストごと	2,000円(税込2,100円) /回線

※ご契約対象回線

加入電話/加入電話・ライトプラン/INSネット64/INSネット64・ライト/INSネット1500

問い合わせ、申し込みは

○電話から

○電話サービスに関するお申込み・お問い合わせ

電話でのお問い合わせ

局番なしの「116」

携帯電話・FHSからは

0800-2000116

受付時間：午前9時～午後5時

土曜・日曜・祝日も受付中。(年末年始12/29～1/3を除きます。)

※フリーアクセスはNTT西日本エリア(北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区)以外からはご利用になれません。

※電話番号をお確かめのうえ、お間違のないようお願いいたします。

○インターネットから

前出 URL に「お申込み」バナーがあります。

<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/service/meiwaku/gaiyou.html>

問い合わせは以下の URL

<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/support/contact/>

からフォームにて

3、困った時には警察に

ともかく最近はおかしい人が多いようです。

困ったら最寄りの交番、または広島中央署(082-224-0110)に相談を。

緊急の場合は「110 番」すれば警察が駆

けつけてくれます。

みなさん警察歯科医会の会員ですから、ご遠慮なく、警察の人に協力してもらいましょう。

広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHzサイマルラジオスタート
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯科医師会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FMちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記FMちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。

10月23日収録 11月5日放送分

広島市歯科医師会 中村隆一

「歯周病ってなあに」

歯周病とは歯を支えている骨が溶け出す病気です。

痛みがなく気が付かないうちに進行しているため、成人で歯を失う一番の原因は、むし歯でなく歯周病と言われています。

10月23日収録 11月12日放送分

広島市歯科医師会 田中千香子

「あなたにもやってくる歯の健康の曲がり角」

歯を失う原因の 7 割以上は、歯周病とむし歯です。特に 40 歳前後を境に歯周病が原因で歯を失う割合が急激に増えています。歯を失うと全身の健康にも大きく影響します。歯とお口の健康のための正しい知識を身につけていきましょう。

10月23日収録、11月19日放送分

広島市歯科医師会 岸 民祐

「あなたは大丈夫？歯周病」

歯周病(歯槽膿漏)は慢性に進行する病気の為、悪化するまで痛みもほとんどなく、気がついた時は歯を残すのが難しい状態になっている事がよくある病気です。定期

的な歯科医院でのチェックがかかせません。

10月23日収録、11月26日放送分
広島市歯科医師会 進藤典久
「広島市8020達成者に聞きました」

8020運動とは80歳で20本の歯を残そうという目標の事ですが、現在の状況は80歳で平均10本しか残っていません。そこで、8020を達成されている方々の声とともに、お口の健康についてお話しします。

会員ひろば

地球環境にやさしい・お財布にもやさしい あげます・売りますコーナー

不要になった機材で破棄するには惜しいモノはありませんか？

会員間の取引実績が上がっています！

『売るためだけでなく、二人の笑顔をつくりだすため』

写真1枚と100文字までの文章を送ってください。

広島市歯科医師会事務局までどうぞ

(E-Mail : hiroshima@dentalpark.net FAX 082-245-8317)

東区きむら歯科 木村 太言

キャッチライト希望譲渡価格1千円 (定価 3,980円)

お手持ちのストロボに取り付けるストロボ補助パーツです。ストロボの発光を「キャッチライト」内部で反射・拡散して光の当たる範囲を広げ柔らかな光に変えてくれます。ストロボの光を利用するので、「キャッチライト」自体には電源不要！シンプルかつコロンブスの卵的商品です！ストロボと一眼レフカメラは別売りです。



ニッシン ・シンプルマネキン

希望譲渡価格 1万円 (定価 26,620円)

マイクロの練習に最適です。

顎模型は別売りです。

ニッシン製の模型が付けられます。



使っていないパノラマ自動現像機はありませんか？

売りますコーナーでは大変人気があります。

ヤフーオークションの最近の落札相場は 59,800 円～30,000 円です。

※会員間での売買の際は当事者間で交渉して、薬事法等にご留意ください。広島市歯科医師会は掲示するだけで 仲介はいたしません。

※連絡先、電話番号は広島市歯科医師会名簿を参照ください。

芋 焼 酎

南区支部 高島 宏

最近あっちの方もこっちの方も元気がなく、これと言った話題もないのですが、鹿児島での学生生活の時から身に染みついて馴染んでしまった「薩摩焼酎」＝「芋焼酎」について書かせて頂きます。



(図 1)

鹿児島ではお酒=芋焼酎のことで、居酒屋でも酒というと芋焼酎がでできます。宴会、結婚式の披露宴でもビールと芋焼酎。日本酒を飲もうにも、鹿児島県には日本酒のメーカーはなく、日本酒を置いていない酒屋が殆どでした。当初は言語、風習、文化のあまりの違いに驚きの毎日だったのですが(民法ラジオが聞き取れない、街でエツという顔をすると標準語でしゃべってくれる etc)、芋焼酎もかなりの衝撃でした。「よくこんなもの飲めるなあ～」と芋焼酎に全くよいイメージはありませんでした。今から思うとまだ焼酎ブームの前で品質的にも決してよいものではなかったように思います。しかし、数年が過ぎ、桜島の爆発、鹿児島の言語、風習にもすっかり馴染んでいくうちに、すっかり芋焼酎を旨いと感じるようになり、今でも晩酌はほとんど芋焼酎になっています。

焼酎はウイスキー、ブランデー、ウオッカ、ジンなどと同じ蒸留酒です。蒸留酒は日本酒、ビール、ワインなどの醸造酒よりも後にできたお酒で、そのなかでも「薩摩焼酎」は歴史の浅いお酒といえます。

16世紀中期に薩摩に渡来したポルトガル人は米の蒸留酒があると報告しています。鹿児島県大口市の神社には日本最古(16世紀中期)の焼酎(米)の記述が残っています。冬でも気温が高く日本酒造りに適さなかった南九州では、灰持酒という灰汁で腐敗を防いでつくる地酒(味醂に近いもの)と米焼酎が造られていたのではといわれています。1705年に前田利右衛門が薩摩に唐芋(薩摩芋)の苗を持ち帰ったとされていますので、芋焼酎がつくられるようになったのは18世紀以降ということになります。幕末、薩摩藩主島津齊彬は貴重な米に代わって薩摩芋を使った焼酎への転換を図りました。幕府に献上していた琉球泡盛に代わる特産品を目論んだとも、工業用アルコールの原料として焼酎に注目したともいわれています。

焼酎でも発酵過程で日本酒と同じく黄麹の米麹を使っていたため、気温が高いと腐敗がおこりやすく歩留まりがよくなかったのですが、明治末期に沖縄泡盛の黒麹が使われるようになると生産が安定していきます。大正13年には、黒麹の突然変異から

白麴が分離されます。黒麴を導入し、白麴の分離培養に成功した河内源一郎はなんと！広島県福山出身。実家は造り醤油屋で広島県立福山中学(現福山誠之館高校)卒業後、大阪高等工業学校醸造科(現大阪大学工学部発酵学科)へ進み、国税局の酒鑑定技官として鹿児島に赴任していたのですが、自ら研究を重ね焼酎の発展に多大な貢献をしました。

戦時中、米不足と代替燃料の原料として期待され鹿児島では灰持酒がつかれなくなり殆どが芋焼酎に代わっていきませんが、北薩地方と隣接する熊本の人吉地方では、米焼酎(球磨焼酎)が受け継がれていきます。

戦後ほとんどの蔵が白麴を使うようになっていましたが、昭和62年以降新種の黒麴を使った焼酎が次々と発売されるようになり、その後黄麴焼酎も復活します。最近では芋麴を使った、全量薩摩芋の焼酎もつくられるようになりました。

焼酎ブームの到来などもあり、米麴(白麴、黒麴、黄麴)と薩摩芋(黄金千貫、紅芋、紫芋、白豊、安納芋など)の組み合わせに、熟成とブレンドの妙によって各メーカーが競って美味しい焼酎を造るようになり今や辛口から甘口まで、日本酒に勝るとも劣らないバリエーションの芋焼酎が誕生しました。

黒麴はやや辛口、白麴はクセが少なく、黄麴はフルーティーです。薩摩芋は黄金千貫のものが大多数です。黄金千貫は、甘みは強くないですが、芋の味が良く出てクセがありません。紅芋は軽めの辛口ながらも芋の甘みも感じます。紫芋は軽くてフルーティー。白豊はさわやかでフルーティー、安納芋はやや甘めとなる傾向があります。

確かに夏の暑い時期の、キーンと冷えたビールの旨さはたまりませんが、これからの寒い時期には、芋焼酎のお湯割りが恋しくなってきます。夏の暑い時期のロックもなかなかです。黄麴の焼酎は日本酒のように、そのまま割らずに生でいけます。

酒器は焼酎といえば黒ジョカが有名で

すが、普段は砥部焼を愛用しています(写真1,2)。厚手で安定感があり、丈夫なので安心して使えます。



(写真1)



(写真2)

またなんとなくぬくもりがあり、飲み口の口当たりも良く焼酎の風味も増すような気がします。3M(森伊蔵、魔王、村尾)クラスは薩摩切子を使いたいですが殆ど出番なしです。(写真3)



(写真3)

白薩摩は華奢なイメージがあり、焼酎より日本酒向きの気がします。(写真4)



(写真4)

昨年3月九州新幹線が全通し広島から鹿児島まで最速2時間22分で到着しますが、大学入学当時は高速道も、勿論新幹線も繋がってなく、当時の西鹿児島駅はさいはて感満載でした。夜行急行「開門」から早朝降り立った時パース通りから雄大な桜島を望むとまったりとした気分になったものです。しかし現在の新幹線が繋がった鹿児島中央駅の観覧車を見ると、いつか何処かで見た光景のようにみえてしまいます。駅舎の出口からは桜島が見えないうえに綺麗になりすぎてひなびた感じがなく少し残念なのですが、東口を出て電車通りを渡ると朝市が残っているそうです。また鹿児島駅(鹿児島中央駅の一駅隣)は殆ど以前と変わっていませんので、鹿児島に行かれた方は是非足を伸ばして頂きたいと思いま

す。桜島を眺めながら、薩摩の空気を吸ってまったりと飲む芋焼酎はきっとひと味違うことと思います。

図・写真の説明

図 1 「薩摩焼酎」公認のマーク WTO (世界貿易機関)のTRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)で、芋焼酎の地理的表示として認定を受けています

写真1 白薩摩のジョカ お正月にお屠蘇用にしか使ったことがない

写真2 砥部焼祭りで購入したもの

写真3 薩摩切子のグラス

写真4 白薩摩の酒器 食器棚の飾りと化している

10月定例理事会報告

平成 24 年 10 月 24 日(水)

部外報告

- 9 月 28 日 (県)税務指導者協議会
- 10 月 4 日 広島産婦人科医会との協議
- 10 月 5 日 広島市連合地对協 第 3 回災害時医療救護検討委員会
- 10 月 11 日 「元気じゃけんひろしま 21 推進会議」全体会議
- 10 月 15 日 三師会
- 10 月 19 日 保健医療課との協議
- 10 月 20 日 第 64 回指定都市学校保健協議会前日歯科保健協議会専務理事会議(神戸)
- 10 月 21 日 (県)第 29 回健康ソフホール大会
- 10 月 22 日 アンジュヴィオレとの協議
- 10 月 23 日 「元気じゃけんひろしま 21 推進会議」たばこ部会
- 10 月 14 日 国保診療報酬審査委員会再審査部会
- 10 月 17-21 日 国保診療報酬審査委員会

(連盟関係)

- 9 月 28 日 木山徳和君の広島市議会副議長就任祝賀会

10 月 15 日 中本隆志君の広島県議会副議長就任を祝う会

10 月 22 日 県連盟常任理事会

総務関係(山本専務)

- 10 月 11 日 合同総研との協議
- 10 月 11 日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第 2 回運営会議
- 10 月 13 日 第 2 回学術講演会(災害時口腔ケア研修会)
- 10 月 17 日 第 4 回支部長・副支部長会
- 10 月 19 日 合同総研との打合せ(事務局)
- 10 月 22 日 三役会
- 10 月 24 日 定例理事会

(慶弔関係)

9 月 24 日 中区支部前野信夫先生ご令室逝去

(入会関係)

- 9 月 27 日 西区 力田悦子先生入会後面談
- 9 月 29 日 平井先生南区支部会説明
- 10 月 4 日 中区開業希望者開業相談
- 10 月 23 日 西区開業希望者入会前面談

(1)公衆衛生部

- 10月 3日 (県)広島県歯科医学会予演
- 10月10日 (県)常任委員会
- 10月13日 第2回学術講演会(災害時口腔ケア研修会)
- 10月16日 委員会
- 10月22日 予演(藤田先生)

<高齢者歯科保健>(荒谷理事)

- 9月27日 広島日酸(株)での講演
- 9月30日 (県)認知症患者の口腔ケアに係る歯科衛生士養成講座事業
- 10月 1日 (県)事業所における歯科保健の取組状況調査事業第3回ワーキング会議
- 10月 3日 休日歯科救急医療保険請求事務
- 10月 4日 広島産婦人科医会との協議
- 10月 7日 (県)認知症患者の口腔ケアに係る歯科衛生士養成講座事業
- 10月11日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第2回運営会議
- 10月14日 (県)認知症患者の口腔ケアに係る歯科衛生士養成講座事業
- 10月15日 中本隆志君の広島県議会副議長就任を祝う会
- 10月20日 広島市小学生サッカー大会抽選会
- 10月21日 (県)第29回健康ソフトボール大会
- 10月22日 アンジュヴィオレとの協議
- 10月23日 広島東洋カープとの協議
- 10月 1、18、20、22-24日 社保診療報酬審査会

<一般歯科保健>(三戸理事)

- 9月28日 (県)広島口腔保健センターあり方検討委員会WG責任者会議
- 10月 1日 (県)事業所における歯科保健の取組状況調査事業第3回ワーキング会議
- 10月11日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会第2回運営会議
- 10月 2日 歯周病予防普及啓発リーフレット作成小委員会
- 10月 4日 広島産婦人科医会との協議
- 10月11日 十三大市歯科医師会役員連絡協議会運営会議
- ” 中広地域包括支援センター主催介護予防教室・歯科健診
- 10月16日 広テレイベントとの協議

- 10月18日 (県)広島口腔保健センターあり方検討委員会第2回WG責任者会議
- 10月23日 (県)広島口腔保健センターあり方検討委員会
- ” 第1回内部連携体制整備検討WG会議
- 10月18、19日 保健医療課との協議

<学校歯科保健>(上田理事)

- 9月27日 新任学校嘱託歯科医面談
- 9月28日 南区地域包括支援センター運営協議会
- 10月 2日 (県)広島県口腔保健センターあり方検討委員会施設充実検討ワーキング会議
- 10月 9日 新任学校嘱託歯科医面談(平田先生)
- 10月11日 新任学校嘱託歯科医面談(西先生)
- 10月15日 中本隆志君の広島県議会副議長就任を祝う会
- 10月23日 「元氣じゃけんひろしま21推進会議」たばこ部会
- ” 広島東洋カープと協議
- 10月24日 第76回全国学校歯科保健研究大会

(2)学術部(本山理事)

- 10月 4日 小委員会
- 10月 5日 広島市連合地対協 第3回災害時医療救護検討委員会
- 10月 7日 海上保安庁巡視艇こじま乗艦
- 10月 9日 バイオガイア打合わせ
- 10月10日 委員会
- 10月13日 第2回学術講演会(災害時口腔ケア研修会)
- 10月15日 中本隆志君の広島県議会副議長就任を祝う会
- 10月23日 警察歯科小委員会

(3)保険・医療対策部(瓜生理事)

- 9月28日 (県)税務指導者協議会
- 10月 3日 休日歯科救急医療保険請求事務
- 10月11日 久保美貴先生入会後面談
- ” (県)保険部常任委員会
- 10月15日 中本隆志君の広島県議会副議長就任を祝う会
- 10月17日 委員会

- 10月17-21日 国保診療報酬審査委員会
 10月18日 力田悦子先生入会後面談
 " 国保歯科部会・再審査部会意見
 交換会
 10月21日 (県)第29回健康ソフトボール大会

(4)情報調査部(水内理事)

- 10月9日 委員会
 10月11日 十三大市歯科医師会役員連絡
 協議会第2回運営会議
 10月13日 第2回学術講演会(災害時口腔
 ケア研修会)
 10月19日 委員会

(5)広報部(木村理事)

- 10月1日 委員会
 10月11日 だより配信
 10月12日 東区医師会「主治医とケアマネー
 ジメント」研修会取材
 10月13日 第2回学術講演会取材・身分証
 明書写真撮影
 10月21日 健康ソフトボール大会取材
 10月23日 FMちゅーピー収録(中村隆一・
 田中千香子・岸民祐・進藤典久)

FMちゅーピー(新聞掲載)

- 10月1日 喫煙と受動喫煙の危険
 村上明延(広島市)
 10月8日 顎関節症について
 水内裕之(広島市)
 10月15日 これって知覚過敏?
 山田英太郎(広島市)
 10月22日 知っていますか。酸蝕症
 田中尊治(広島市)

(6)学校歯科保健のあり方検討委員会

(7)特別委員会

- ・会館建設対応検討特別委員会報告書につ
 いて
 内容について協議
- ・ホームページの更新について
 更新状況について報告協議

(8)救急蘇生委員会

(9)苦情相談

- 10月12日 相談 入れ歯について
 (85歳女性)
 10月12日 苦情 インプラントの後遺症につ
 いて (50歳代女性)

4. 協議事項

- (1)入会関係について
 平井由美先生(南区)の入会について承認
- (2)会費について
 終身会員取得による会費額変更について
 承認
- (3)東区介護認定審査会委員推薦について
 能美和基先生を推薦することを承認
- (4)広島市歯科医師会だよりについて
 内容等について説明
- (5)新法人移行申請の進捗状況について
 広島県公益認定等審議委員会に上程され
 たことを説明
- (6)第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議
 会について
 プログラム内容、進行などについて協議
- (7)クリスマスパーティー招待者について
 招待者リストについて協議
- (8)アンジュヴィオーレ広島の賛助会員について
 アンジュヴィオーレ広島の法人賛助会員に
 なることについて承認。今後の関わり方な
 どについて協議
- (9)マスコミを使った啓発活動のあり方について
 来年度以降の活動方針について協議
- (10)エステ業者による「歯の美白エステ」広告に
 ついて
 実施内容に問題があるとして、広島市を通
 じ、保健所による実態調査などについて依
 頼したこと、それに対する行政の対応につ
 いて報告、協議
- (11)その他

5. その他

会員の皆様へ

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部
 がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島
 市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事木村太言までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hirosshima@dentalpark.net

広報部担当理事 木村太言 E-Mail: tagon@ms2.megaegg.ne.jp